

## 神奈川県高圧ガス容器適正管理指針

### 1 目的

この指針は、高圧ガス容器の放置を防止するとともに放置された高圧ガス容器を迅速、適正に処理することにより、放置容器による災害の発生を防止することを目的とする。

### 2 適用範囲

この指針は、容器（高圧ガス保安法（昭和26年 法律第204号）第41条に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ。）を使用して高圧ガスの製造、販売、消費を行う者及びこれらに係る団体等について適用する。

### 3 用語の意義

#### （1）放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある容器をいう。

#### （2）高圧ガス供給事業者

高圧ガスのメーカー（充てん所を含む。）及び高圧ガスの販売事業者をいう。

#### （3）高圧ガス消費事業者

容器に充てんされた高圧ガスを消費して事業活動を行う者をいう。ただし、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する「一般消費者等」を除く。

#### （4）関係団体等

神奈川県内の高圧ガス保安団体、高圧ガス消費事業者で組織する団体及び廃棄物の処理等高圧ガス容器の処理を行う事業者で組織する団体等をいう。

### 4 高圧ガス容器の放置を防止するための措置

（1）高圧ガス供給事業者は、1の目的を達成するため、次の措置をとるように努めなければならない。

- ア 高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳を備え、常に自社取り扱い高圧ガス容器の管理を行うこと。
  - イ 使用済み高圧ガス容器の回収は迅速に行い、高圧ガス消費事業者からの依頼があった場合は、自社取り扱い容器以外の容器であっても回収すること。この場合、回収した自社所有容器以外の容器は、(3)イにおいて定める高圧ガス容器共同集積場に搬入して、所有者に返却する措置をとること。
  - ウ 高圧ガスの販売に当たって高圧ガス容器は原則として貸与することとし、高圧ガス消費事業者にその旨明示すること。
  - エ 高圧ガス容器は、常にその所有者を明確に識別できるようにすること。
  - オ 高圧ガス容器は原則として6ヶ月以上継続して同一の消費事業所に留置しないこと。
  - カ 従業員に対して、少なくとも1年間を通じて2回以上保安に関する教育を行うこと。
  - キ 少なくとも1年間を通じて2回以上消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等を調査し、必要な指導を行うこと。
- (2) 高圧ガス消費事業者は、1の目的を達成するため、次の措置をとるように努めなければならない。
- ア 事業所には、高圧ガス容器管理台帳を備え、常に高圧ガス容器の受け払い状況等を管理すること。
  - イ 事業所には、高圧ガスに関する保安管理組織を設けて高圧ガス容器の管理責任者を置くこと。
  - ウ 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器管理責任者が管理状況を確認すること。
  - エ 使用済みの高圧ガス容器は、直ちに高圧ガス供給事業者に戻却することとし、残ガスのある容器であっても原則として6ヶ月以

上留置しないこと。

オ 高圧ガスを取り扱う従業員に対して、1年間を通じて1回以上高圧ガス保安に関する教育を実施すること。

(3) 関係団体等は、1の目的を達成するため、次の措置をとるように努めなければならない。

ア 高圧ガス容器の適正な取り扱いについて、傘下企業及び高圧ガス消費事業者に対して常に啓発、啓蒙を行うこと。

イ 高圧ガス供給事業者団体は、使用済み高圧ガス容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積場を設けるなど必要な措置をとること。

## 5 高圧ガス放置容器の処理

(1) 高圧ガス供給事業者及び関係団体は、放置容器を迅速、適正に処理するため次の措置をとるように努めなければならない。

ア 高圧ガス放置容器の処理体制を確立すること。

イ 高圧ガス容器の放置を発見した者が速やかに処理機関に通報できる体制を確立すること。

ウ ア及びイについて広報すること。

(2) 廃棄物の処理に当たる者が放置された高圧ガス容器を発見した場合は、自ら処理することなく、直ちに高圧ガス放置容器処理機関に通報して処理を依頼しなければならない。

## 6 その他

この指針は、平成元年9月1日から施行する。

この指針は、平成13年12月1日から一部改正して施行する。